さっぽろ圏e旅ギフト (旅先納税) ご担当者さま



【道内初!】10%還元キャンペーン開始のお知らせ 2024年11月1日~2025年2月28日

(事前に参加申請が必要です)

キャンペーン期間中に使われた、さっぽろ圏e旅ギフト(電子ギフト)の決済額に、

10%を乗せた額をお振込みいたします。利用上限はございません。貴店(貴施設)のお客様への プロモーション強化の上、ぜひご参画ください(事前申請必要)。加盟店様と事務局が一体となって 認知度向上を目指したく企画いたしました。ぜひご検討ください!

例)





利用者

1

9,000円の決済

電子ギフトで

加盟店





利用翌月の末日までに 9,900円のお振込み

※キャンペーン不参加の場合は、通常通り利用翌月末日までに「決済額」をお振込みいたします。 ※キャンペーン期間は、事前の告知なく延長する場合がございます(期間短縮は無し)。

下記プロモーションを組み合わせて**合計5点以上**でご参画となります。下記QRコードよりご申請ください。 申請日より3営業日以内に参画完了メールをお送りいたします。開始前は混み合いますのでお早めに申請願います。 (参画完了メールが事務局から届いた日時以降の利用分に10%が加算されます)

プロモーション内容	点数
予約完了メール(オートリプライ機能)にて、「さっぽろ圏e旅ギフト」について言及	5点
お客様から見える場所へのポスター掲示(1枚以上)	3点
貴社公式HPで「さっぽろ圏e旅ギフト」について言及(リンク有り)	3点
設置可能なテーブル(飲食)or部屋(宿泊)の1/3以上に三角柱POPの設置	3点
お客様から見える場所へのチラシ設置	3点
貴社SNSで「さっぽろ圏e旅ギフトが使える」旨の発信 詳細は次ページ	2点

【参画申請用QRコード】 上記の各項目ごとにお写真 (写メ、画面キャプチャ―等) を1枚ずつ添付ください。



お問合せ先(公益社団法人北海道観光機構) さっぽろ圏e旅ギフト事務局(関、津田、若月) 011-231-0941(マーケティング・DX部)

(ポスター、チラシ、三角柱POPなどのご要望もご遠慮なく◎)

キャンペーンに関するQ&A

- Q1. 参画条件について、予約完了メールで「さっぽろ圏e旅ギフトに言及する」と あるが自社HP予約に関する分のみで良いか
- A1. もちろん自社HPからの予約に関するメールで構いません。各種OTAサイトや、 外部サイトではリンク制限があるなども想定しており、必須条件にしておりません。
- Q2. 予約完了メールやHPに入れる文言の雛形はあるか。
- A2. 下記に例文をご提示いたします。

(基本的に、自由にご変更いただいて構いませんが、 さっぽろ圏e旅ギフトが使えることに加えて、公式HPへのリンクを挿入ください)

【挿入文例】

施設数は随時増えて まいります。

適宜ご変更いただき お使いいただけますと 幸いです。 ◆◇◆すぐに使える!ふるさと納税「さっぽろ圏e旅ギフト」◆◇◆
ふるさと納税の旅行版である旅先納税が、いま全国で広がっています。
スマホから5分程度で納税完了後、即時発行される電子ギフト「さっぽろ圏
e旅ギフト」は250以上の宿泊施設、飲食店、体験のご精算時にお使いいただけます。

https://www.visit-hokkaido.jp/etabigift/

※事前カード決済等、現地で精算が発生しない場合はご利用いただけません。

※さっぽろ圏e旅ギフトは、11市町村内の加盟店で利用可能です。 11市町村・・・札幌市、小樽市、北広島市、恵庭市、江別市、石狩市、 岩見沢市、長沼町、南幌町、当別町、新篠津村 ※詳しくはホームページからご確認ください。

- Q3. <u>プロモーションツール(ポスター、チラシ、三角柱POP)が手元にないが、</u> すぐに送ってもらえるか。
- A3. ご依頼から、なるべく **2 営業日**以内に発送いたします。 ツール名称、必要枚数をメールにてお伝えくださいませ。(電話でも受け付けております) お問合せの際は、「**10%還元キャンペーンチラシを見た」**とお伝えください。
 - ※開始前に送付させていただいておりますツール一式に、ポスター、チラシ、 三角柱POPが入っております。見つからない場合もご遠慮なくお伝えください。
- Q4. 既に行っているプロモーションがあるが、それも含めて申請して良いか。
- A4. もちろんです。既に行っているプロモーション(ポスター掲示、チラシ設置、HP掲示など) について、現在も継続している場合は申請に含めてください。 過去のSNS投稿も含めていただけます。(スクリーンショットや写真でご申請ください)